

## 建築手数料額一覧

### 【建築確認手数料】

#### 1. 新築・増築・改築の建物

建築床面積	手数料額
30 m <sup>2</sup> 以下	5,600 円
30 m <sup>2</sup> を超え 100 m <sup>2</sup> 以下	9,400 円
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以下	14,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以下	19,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以下	35,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下	49,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	146,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	249,000 円

建築基準法第18条第3項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

#### 2. 建築設備

ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く）	9,600 円
イ 小荷物専用昇降機	4,300 円
ウ ア及びイ以外の建築設備	9,600 円

建築基準法第18条第3項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

#### 3. 工作物

	8,500 円
--	---------

建築基準法第18条第3項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

### 【計画変更手数料】

#### 1. 新築・増築・改築の確認を受けた建物の計画変更

計画変更部分の床面積に1/2を乗じた面積に応じ、建築確認手数料の額

建築基準法第18条第3項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

#### 2. 確認を受けた建築設備の計画変更

ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く）	5,400 円
イ 小荷物専用昇降機	3,300 円
ウ ア及びイ以外の建築設備	5,400 円

建築基準法第18条第3項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

#### 3. 確認を受けた工作物の計画変更

	4,300 円
--	---------

建築基準法第18条第3項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

### 【移転、大規模の修繕若しくは模様替又は用途変更手数料】

#### 1. 建築物

移転、大規模の修繕若しくは模様替又は用途変更部分の床面積に1/2を乗じた面積に応じ、建築確認手数料の額

建築基準法第18条第3項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

#### 2. 確認を受けた建築物

移転、大規模の修繕若しくは模様替又は用途変更部分の床面積に1/2を乗じた面積に応じ、建築確認手数料の額

建築基準法第18条第3項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

### 【完了検査手数料】

#### 1. 建築物

建築床面積	手数料額
30 m <sup>2</sup> 以下	11,000 円
30 m <sup>2</sup> を超え 100 m <sup>2</sup> 以下	12,000 円
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以下	16,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以下	23,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以下	37,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下	52,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	124,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	199,000 円

建築基準法第18条第15項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

#### 2. 建築物の移転、修繕等

移転、修繕等に係る部分の床面積に1/2を乗じた面積に応じ、完了検査手数料の額

建築基準法第18条第15項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

#### 3. 建築設備

ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く）	13,000 円
イ 小荷物専用昇降機	8,600 円
ウ ア及びイ以外の建築設備	13,000 円

建築基準法第18条第15項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

#### 4. 工作物

	9,600 円
--	---------

建築基準法第18条第15項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

#### 5. 中間検査を受けた建築物

建築床面積	手数料額
30 m <sup>2</sup> 以下	9,900 円
30 m <sup>2</sup> を超え 100 m <sup>2</sup> 以下	11,000 円
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以下	15,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以下	21,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以下	36,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下	49,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	115,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	186,000 円

建築基準法第18条第15項に規定する国、都道府県  
又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知  
に対する審査の手数料も上記と同じ

6. 中間検査を受けた建築物の移転、修繕等

移転、修繕等に係る部分の床面積に1/2を乗じた面積に応じ、完了検査手数料の額
--

建築基準法第18条第15項に規定する国、都道府県又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知に対する審査の手数料も上記と同じ

7. 中間検査を受けた建築設備

ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く）	13,000 円
イ 小荷物専用昇降機	8,400 円

建築基準法第18条第15項に規定する国、都道府県又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知に対する審査の手数料も上記と同じ

【中間検査手数料】

1. 建築物

建築床面積	手数料額
30 m <sup>2</sup> 以下	9,900 円
30 m <sup>2</sup> を超え 100 m <sup>2</sup> 以下	11,000 円
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以下	15,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以下	21,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以下	34,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下	46,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	104,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	167,000 円

建築基準法第18条第18項に規定する国、都道府県又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知に対する審査の手数料も上記と同じ

2. 建築設備

ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く）	12,000 円
イ 小荷物専用昇降機	8,300 円
ウ ア及びイ以外の建築設備	12,000 円

建築基準法第18条第18項に規定する国、都道府県又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知に対する審査の手数料も上記と同じ

3. 工作物

	9,100 円
--	---------

建築基準法第18条第18項に規定する国、都道府県又は建築主事を置く区市町村の建築物に関する通知に対する審査の手数料も上記と同じ

【その他の建築関係手数料】

(建築基準法)

名称	手数料額
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料（法7条の6）	126,000
道路の位置指定、変更又は廃止申請手数料（法42条1項5号）	50,000
道路内における建築確認申請手数料（法44条1項3号）	28,000
用途地域における建築等許可申請手数料（法48条ただし書）	180,000
日影による建築物の高さの特例許可申請手数料（法56条の2）	160,000
高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例許可申請手数料（法59条4項）	160,000
特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料（法60条の3第1項）	160,000
仮設建築物建築の許可申請手数料（法85条）	108,000
一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物に関する特例認定申請手数料（法86条1項）	ア建築物の数が1又は2である場合 82,000 イ建築物の数が3以上である場合 82,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額

(建築基準法施行令)

建築物の移転認定申請手数料（第137条の16第2号）	28,000
----------------------------	--------

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律)

要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の許可申請手数料（法105条第1項）	160,000
--	---------

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律)

名称	手数料額
(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	
ア 当該計画が長期優良住宅の認定基準に適合することを示す書類が適合証明書の場合	一戸建て 7,200 円
イ 当該計画が長期優良住宅の認定基準に適合することを示す書類が設計住宅性能評価書の場合	一戸建て 16,000 円

(都市の低炭素化の促進に関する法律)

名称	手数料額
(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	
ア 当該計画が低炭素住宅の認定基準に適合することを示す書類が提出された場合	一戸建て 4,700 円
イ 当該計画が低炭素住宅の認定基準に適合することを示す書類が提出されない場合	一戸建て 35,000 円

【租税特別措置法関係手数料】

1. 優良住宅新築認定

建築床面積	手数料額
100 m <sup>2</sup> 以下のもの	6,200 円
100 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以下	8,600 円
500 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下	13,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	35,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以下	43,000 円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	58,000 円

2. 住宅用家屋証明

	1,300 円
--	---------

【事務手数料】

各種証明手数料	300 円
---------	-------

上記以外の各種建築関係許可、認可等申請手数料については受付窓口でお問い合わせ下さい。